

1. 物価高騰及び経済対策について

質問要旨

新型コロナが5類感染症に位置付けられ、府民生活や経済活動は正常化しつつあるが、原油価格・物価高騰は収束の兆しが見えない中、中小企業等の構造的な賃上げの実現に向けた支援を行うべきと考える。本府は、中小企業金融支援等を含む独自事業により、中小企業の経営を下支えしてきたが、昨年度の物価高騰対策・経済対策についてどのように評価しているのか。また、中小企業等の賃上げを実現させる取組に一層力を入れて進めていくべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。

答弁

小鍛治副委員長の御質問にお答えいたします。
物価高騰及び経済対策についてでございます。

令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻により、世界経済の不確実性が大きく増す中で、原油価格・物価高騰等の影響により、中小企業にとって大変厳しい状況が続いておりました。

そのため、京都府では、14,000を超える中小企業に対して省エネ機器等の導入を支援したほか、燃料価格高騰の影響を強く受ける運送事業者や、存続が危惧される伝統産業事業者に対する燃料費の支援など、業種別の実情に応じてきめ細かく支援してまいりました。

その結果、「電気代が大幅に削減できた」との事業者からの評価もあり、長期的なコスト低減による経営体質の強化に繋がるなどの効果があったものと考えております。

また、中小企業が賃金を引き上げるためには、その原資となる利益を確保することが重要であることから、京都府において、持続的な経営改善に繋がる取組を支援してきた結果、今回の春闘では、中小企業において8千円以上の改定が図られたところでございます。

こうした賃上げが持続的に実現し、経済の好循環につながるよう、今定例会におきましても、生産性向上と高付加価値化を同時に実現する取組を支援する予算を御議決いただいたところでございます。

去る10月25日には、京都労働経済活力会議において、持続的な賃上げに向けて、公労使で取り組んでいくことを確認したところであり、今後とも、オール京都で賃金引上げができる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 大規模災害時における被災者相談について

質問要旨

本府は、迅速かつ的確な復旧作業に対応できるよう電気や物資等の供給に係る災害協定の締結を進めてきた中、被災者の多くが困難を抱える現状を踏まえ、ソフト面での災害協定の取組をさらに加速すべきと考えるが、大規模災害時における被災者相談に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 台風第7号の被災地では、罹災証明や土砂崩れの撤去等の被災者の懸念の声を聞いたが、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、本府における被災者相談の重要性や必要性についての考えはどうか。

(2) 被災者相談に関しては、弁護士・司法書士・行政書士の支援が必要であり、災害が多様化する中、災害協定の更なる締結とこれまで締結した協定の見直し等が必要と考えるがどうか。

答弁

大規模災害時における被災者相談についてでございます。

災害時においては、被災された方々が一日も早く元の日常を取り戻せるよう、生活の再建に必要な手続きや事業活動の再開にむけて、様々なニーズに対応できる相談体制の構築が大変重要だと考えております。

本年8月の台風第7号におきましては、福知山市、舞鶴市、綾部市では、被災者向けに罹災証明書の発行、水道料金や保険料の減免などの相談窓口を設置され、京都府におきましても中小企業者や農林漁業者等の相談窓口を開設しているところでございます。

被災者からの相談のうち、財産に関する法的手続きなど、専門性が高い内容に関する相談や、様々な行政手続きなど、大規模災害の場合は被災者本人や行政だけでは対応が難しい場合もあることから、これらに応じられる体制を構築しておくことが必要だと考えております。

そのため、京都府では、法律相談等に関しては京都弁護士会と、また、行政手続きに関しては京都府行政書士会と協定を締結し、相談体制を確保しているところでございます。

一方で土砂災害などにより、土地家屋や農地などが被災した場合には、不動産に関する専門的な知識が必要になることも考えられることから、今後、新たに京都府司法書士会との連携についても検討してまいりたいと考えております。

また、既存の各種団体等との協定に関しましても、近年、災害が頻発化・激甚化していることから、多様な相談ニーズに応えられるよう、不断の見直しを行い、被災者へのきめ細やかな対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3. 府立図書館における「取寄せ申込みeサービス」について

質問要旨

府立図書館における「取寄せ申込みeサービス」に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。
(教育長)

- (1) デジタル申請により府立図書館所蔵の書籍を地元の図書館に送付する「取寄せ申込みeサービス」は、令和元年度から利用件数が増加傾向にある一方で、サービスの活用には市町村図書館との連携協力が不可欠であるが、現在の府内における同サービスの導入状況はどうか。
- (2) 同サービスを導入していない京都市との連携については、利用者説明等に係る人的要因や予算面を含め、一斉スタートは困難と考えるが、読書に関する府民サービスの更なる向上が期待できるこの取組を段階的にでも導入し、早期の全面利用を目指す時期が到来していると考えがどうか。

答弁

(教育長答弁)

小鍛治副委員長の御質問にお答えいたします。

府立図書館における「取寄せ申込みeサービス」についてでございます。

この取組は、府立図書館が所蔵している書籍を、オンラインで申し込むことにより、府内市町村立図書館等に取り寄せ、受け取ることができるものであり、様々な事情で何度も図書館へ来館することが難しい方や、インターネットを積極的に活用される府民の皆様への図書館サービスの向上に大きな効果があると考えております。

この間、各市町村立図書館等へ働きかけてきたところ、現在は21市町村の図書館等で活用いただいており、今年度、町立図書館が開設された京丹波町においても、本サービスを新たに開始される予定でございます。

京都市との連携状況につきましては、副委員長御指摘のとおり、現在、京都市立の各図書館に

おいては、本サービスの導入がなされていない状況でございます。

本サービスにつきましては、府内全域の図書館等をつなぎ、協力して図書館サービスを展開するという府立図書館の役割を果たす上で重要だと考えており、導入いただいていない自治体には、引き続き理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

府教育委員会といたしましては、社会全体にICT環境が急速に普及していることを踏まえ、府立図書館を効率的に利用していただくことができるよう、オンラインサービスの一層の充実を図るとともに、市町村立図書館等と連携を図り、府内全域で府民の皆様にとって、より良い図書館サービスを提供できるよう、取り組んでまいります。